

改 正 後	<p>(教習の科目の基準の細目)</p> <p>第一条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教習(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号及び第二号(路端における停車及び発進並びに隘路^{あいち}への進入を除く。)並びに別表第二第一号から第三号までに掲げる事項(同表第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下「貨物自動車」という。)に係る教習事項を除く。)</p> <p>四 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号(急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。)、第七号及び第八号に掲げる事項(同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。)</p> <p>五 [略]</p> <p>六 [略]</p> <p>七 [略]</p>
改 正 前	<p>(教習の科目の基準の細目)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 [同上]</p>

- 八|| [略]
- 九|| [略]
- 十|| [略]
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。
- 一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 二 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 三|| 現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項
- 四|| 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 五|| [略]
- 六|| [略]
- 七|| [略]
- 3 府令第三十三条第一項第二号に規定する学科教習（以下「学科教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に

- 六|| [同上]
- 七|| [同上]
- 八|| [同上]
- 2 [同上]
- 一 現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 二 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- [号を加える。]
- [号を加える。]
- 三|| [同上]
- 四|| [同上]
- 五|| [同上]
- 3 [同上]

定める事項について行う教習とする。

- 一 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科(一) 別表第五第一号に掲げる事項
- 二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科(二) 別表第五第二号から第四号までに掲げる事項

〔三〇六 略〕

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 〔略〕

- 二 現に大型特殊免許を受けている者(前号に該当する者を除く。)
に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項

三 現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習
別表第五第二号に掲げる事項

四 現に大型特殊免許を受けている者(前号又は次号に該当する者を除く。)
に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転(以下「普通自動車の高速運転」という。)
に必要な知識

五 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者(第三号に該当する者を除く。)
に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識

- 一 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科(一) 別表第五第一号に掲げる事項
- 二 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科(二) 別表第五第二号から第四号までに掲げる事項

〔三〇六 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

- 二 現に大型特殊免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項

〔号を加える。〕

三 現に大型特殊免許を受けている者に対する普通免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転(以下「普通自動車の高速運転」という。)
に必要な知識

四 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する普通免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識

六〕「略」

七〕 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

八〕 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第五百号。以下「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速度運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）

九〕 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）又は牽引自動車第二種免許（以下「牽引第二種免許」という。）のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項

十〕 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免

五〕「同上」

六〕 現に大型特殊免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

七〕 現に大型免許、中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第五百号。以下「法」という。）第八十五条第十項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速度運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）

八〕 現に大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）又は牽引自動車第二種免許（以下「牽引第二種免許」という。）のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項

九〕 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免

許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識

(教習時間の基準の細目)

第二条 府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

二 大型免許又は中型免許に係る学科(二)（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

三 準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項に係る教習を三時限行うこと。

四 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）

別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八

許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識並びに経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識

(教習時間の基準の細目)

第二条 「同上」

一 大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

二 大型免許又は中型免許に係る学科(二)（現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

「号を加える。」

「号を加える。」

号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

五|| 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

六|| 準中型免許に係る学科(二)（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。））に対する教習に限る。）
別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

七|| 準中型免許に係る学科(二)（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引^{けん}第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。））に対する教習に限る。） 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

八|| 準中型免許に係る学科(二)（現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引^{けん}第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を二時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を一時限行うこと。

九|| [略]

十|| [略]

十一|| [略]

十二|| [略]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

三|| [同上]

四|| [同上]

五|| [同上]

六|| [同上]

十三 〔略〕

十四 〔略〕

十五 〔略〕

(教習方法の基準の細目)

第三条 府令第三十三條第五項第一号ハ(府令第三十四條の三第一項第二号において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)
- 別表第一第八号に掲げる事項の一部について行う教習であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの(以下「眩惑等体験教習」という。)
- 二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)

2 府令第三十三條第五項第一号ニ(府令第三十四條の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習(現に中型免

七 〔同上〕

八 〔同上〕

九 〔同上〕

(教習方法の基準の細目)

第三条 府令第三十三條第四項第一号ハ(府令第三十四條の三第一項第二号において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 大型免許又は中型免許に係る技能教習
- 別表第一第八号に掲げる事項の一部について行う教習であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの(以下「眩惑等体験教習」という。)
- 二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習

2 府令第三十三條第四項第一号ニ(府令第三十四條の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習(現に中型免

許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第十号に掲げる事項に係る教習

二|| 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を觀察させることによる教習（以下「觀察教習」という。）に限る。）

三|| 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う觀察教習に限る。）

四|| 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項、別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う觀察教習に限る。）

五|| 「略」

六|| 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第十号に掲げる事項に係る教習

一|| 大型免許又は中型免許に係る技能教習 別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を觀察させることによる教習（以下「觀察教習」という。）に限る。）

「号を加える。」

「号を加える。」

二|| 「同上」

「号を加える。」

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第五号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第四第七号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）

3 府令第三十三条第五項第一号ホ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習

三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第五号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第四第七号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）

3 府令第三十三条第四項第一号ホ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「号を加える。」

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習 別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

「号を加える。」

の一部として行う観察教習に限る。)

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第三号及び第七号から第九号まで並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号及び別表第二第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

五 「略」

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

4 府令第三十三条第五項第一号又（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二

「号を加える。」

二 「同上」

「号を加える。」

三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

4 府令第三十三条第四項第一号又（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「号を加える。」

一 大型免許に係る技能教習 別表第一第三号、第六号、第七号及び

種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。
〔別表第一第三号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習（次項において「荷重教習」という。）に限る。）〕

三 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

四 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

5 府令第三十三号第五項第一号ル（府令第三十四号の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重教習に限る。）

二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重が専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習に限る。）

〔号を加える。〕

二 大型第二種免許に係る技能教習 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

〔項を加える。〕

三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

6 府令第三十三條第五項第一号ヲ（府令第三十四條の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習（別表第一第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

五 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）

5 府令第三十三條第四項第一号ル（府令第三十四條の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

く。別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

7 府令第三十三條第五項第一号ワ（府令第三十四條の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習とする。

8 府令第三十三條第五項第一号タ（府令第三十四條の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（第五号及び第八号において

「項を加える。」

6 府令第三十三條第四項第一号カ（府令第三十四條の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「号を加える。」

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習 別表第一第五号に掲げる事項、第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行うもの又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては、自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場

合に限る。)

「日没時教習」という。)又は同表第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習(第五号及び第八号において「凍結路面教習」という。)を行う場合に限る。第四号において同じ。

三 準中型免許に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者

に対する技能教習に限る。) 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

四 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許を受けている者(現に

普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する技能教習に限る

。) 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。))を除く。) 並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許又は普通第二種免許を

受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。))を除く。) 並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項(方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。)及び同表第七

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるもの）に限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）

六|| 「略」

七|| 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

八|| 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。）

二|| 「同上」

「号を加える。」

三|| 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行うもの又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては、自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限る。）

第四条 前条に規定するもののほか、大型免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四時限を超えないこと。ただし、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は三時限を超えないこと。

二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限を超えないこと。

三 府令第三十三条第五項第一号チに規定する模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと。

四 府令第三十三条第五項第一号又ニに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限を超えないこと。

五 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、二時限を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、一時限を超えないこと。

七 府令第三十三条第五項第一号タの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に

第四条 「同上」

一 府令第三十三条第四項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四時限を超えないこと。ただし、現に中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は三時限を超えないこと。

二 府令第三十三条第四項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限を超えないこと。

三 府令第三十三条第四項第一号チに規定する模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと。

四 府令第三十三条第四項第一号又ニに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限を超えないこと。

〔号を加える。〕

五 府令第三十三条第四項第一号ルに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、一時限を超えないこと。

六 府令第三十三条第四項第一号カの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に

当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)以上行うこと。

2 前項の規定(第四号を除く。)は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許	準中型免許若しくは普通第二種免許
前項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	準中型免許又は普通第二種免許

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号に規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であつて、交差点の通行(左折及び右折を含む。以下同じ。)その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

4 第一項の規定(第四号及び第五号を除く。)及び前項の規定は、準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の

当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数(現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)以上行うこと。

2 前項の規定(第四号を除く。)は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、同項第一号中「中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許」とあるのは「普通第二種免許」と、同項第六号中「中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許」とあるのは「普通第二種免許」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第四項第一号に規定する無線指導装置による教習は別表第一第二号に掲げる事項であつて、交差点の通行(左折及び右折を含む。以下同じ。)その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

4 第一項の規定(第一号ただし書、第四号及び第五号を除く。)及び前項の規定は、普通免許に係る技能教習について準用する。この場合

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	別表第一に掲げる事項にあつては五時限、別表第二に掲げる事項にあつては三時限 普通第二種免許
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	別表第一に掲げる事項にあつては三時限、別表第二に掲げる事項にあつては二時限を超えないこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ三時限又は一時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第一第一号及び別表第二第一号

において、第一項第一号本文中「四時限」とあるのは「六時限」と、同項第二号中「基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限」とあるのは「四時限」と、同項第三号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、同項第六号中「三時限」とあるのは「四時限」と、「時限数（現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）」とあるのは「時限数」と、前項中「前項」とあるのは「第四項」と、「別表第一第二号」とあるのは「別表第二第二号又は第三号」と読み替えるものとする。

	第一項第六号	第一項第七号
行うこと	一時限	三時限 中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者
<p>行うこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと</p> <p>四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）</p>	七時限	<p>普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）</p> <p>教習にあつては、一時限</p>
		<p>四時限</p> <p>教習にあつては四時限</p>

		前項	
	行うものとする	前項 別表第一第二号	一時限に を減じた時限数)
ては一時限、別表	に係る教習にあつ	二号に掲げる事項	間は、別表第一第
による教習の教習時	該無線指導装置に	行うものとし、当	若しくは第三号
は別表第二第二号	別表第一第二号又	次項	四時限に
じた時限数)	を減	に係る時限数を加	えた時限数)を減
二時限に当該教習	場合にあつては、	二時限に当該教習	に係る時限数を加
つては二時限(運	転シミュレーター	による教習を行う	場合にあつては、
許を受けている者	に対する教習にあ	つては二時限(運	転シミュレーター
現に普通第二種免	を減じた時限数、	を減じた時限数、	現に普通第二種免

第二第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあつては三時限（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと

5

前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。

「項を加える。」

6

第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

「項を加える。」

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	六時限
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	四時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第二第一号
第一項第七号	三時限 時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	四時限 時限数
第三項	前項 別表第一第二号	第六項 別表第二第二号又は第三号

7|| 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三條第五項第一号への規定により行う教習は、別表第三第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車によ

5|| 「同上」

一 府令第三十三條第四項第一号への規定により行う教習は、別表第三第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車によ

る教習を行うことが困難であると認められるものとする。

- 二 府令第三十三条第五項第一号トの規定により行う教習は、別表第三二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をおげることができるものと認められるものについてのみ行うこと。

8|| 前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め五時限）を超えないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、それぞれ一時限又は三時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め四時限）を超えないこと。

- 二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

る教習を行うことが困難であると認められるものとする。

- 二 府令第三十三条第四項第一号トの規定により行う教習は、別表第三二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をおげることができるものと認められるものについてのみ行うこと。

6|| 「同上」

- 一 府令第三十三条第四項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め五時限）を超えないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、それぞれ一時限又は三時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め四時限）を超えないこと。

- 二 府令第三十三条第四項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

と。

三 府令第三十三条第五項第一号又の規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

四 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用し、て行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

五 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号タの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上

。

三 府令第三十三条第四項第一号又の規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限）を超えないこと。

「号を加える。」

四 府令第三十三条第四項第一号ルに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限）を超えないこと。

五 府令第三十三条第四項第一号カの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上

行うこと。

「項を削る。」

「項を削る。」

行うこと。

7|| 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、同項中「中型第二種免許若しくは普通第二種免許」とあり、及び「中型第二種免許又は普通第二種免許」とあるのは「普通第二種免許」と読み替えるものとする。

8|| 第六項の規定（第三号及び第四号を除く。）は、普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、同項第一号中「現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は」とあるのは「現に大型免許、中型免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては」と、同項第二号中「四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限）」とあるのは「四時限」と、同項第五号中「時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）」とあるのは「時限数」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

9|| 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号

中型第二種免許若しくは普

普通第二種免許

前項第二号及び 第四号から第六 号まで	通第二種免許 中型第二種免許又は普通第 二種免許 中型第二種免許又は普通第 二種免許 普通第二種免許	普通第二種免許
---------------------------	---	---------

10) 第八項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に若しくは普通免許者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）	現に 又は普通免許者 三時限
第八項第二号	四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）	四時限
第八項第六号	時限数（現に中型第二種免許）	時限数

「項を加える。」

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
	<p>許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）</p>